

6 2 4 - 0 9 3 7

京 都 府 舞 鶴 市 字 西 9 6

一 般 財 団 法 人 有 本 積 善 社 代 表 理 事 有 本 圭 志 様

令 和 6 年 2 月 2 7 日 付 で 頂 戴 し ま し た 再 質 問 状 ( そ の 2 ) に つ き ま し て 、 お 答 え い た し ま す 。 公 開 さ れ る 際 に は 原 文 の ま ま 、 全 文 を 公 開 さ れ ま す よ う 申 し 上 げ て お き ま す 。

ま ず は 再 質 問 状 ( そ の 2 ) の 冒 頭 に あ る 前 文 か ら お 答 え い た し ま す 。 質 問 状 の 2 ペ ー ジ に 「 N P O 法 人 ま ち づ ぐ り サ ポ ー ト ク ラ ブ は 、 何 ら か の 目 的 で 、 特 定 の 若 者 も し く は 団 体 を 特 別 扱 い し て い た か ら で す 。 」 と 断 定 さ れ て お り ま す が 、 私 と は 認 識 が 異 な る よ う で す 。 N P O 法 人 ま ち づ ぐ り サ ポ ー ト ク ラ ブ 様 ( 以 下 、 現 管 理 者 と 表 記 ) は 舞 鶴 市 西 市 民 プ ラ ザ を 利 用 さ れ る 全 て の 市 民 や 団 体 に 対 し て 利 用 が し や す い よ う 、 公 平 に サ ー ビ ス を 提 供 さ れ て お り ま す 。 次 に 、 4 ペ ー ジ に 「 貴 殿 の 上 記 の 若 者 の メ ッ セ ー ジ の 引 用 が 議 会 採 決 に 強 く 影 響 し た と 考 え ま す 。 」 と 断 定 さ れ て お り ま す が 、 議 会 採 決 へ の 影 響 は 全 く あ り ま せ ン 。 採 決 に 至 る ま で の 質 疑 等 で 若 者 の メ ッ セ ー ジ に 関 す る 発 言 は 無 く 、 採 決 の 討 論 に も 触 れ ら れ て お り ま せ

るので、ご理解ください。

それでは質問項目にお答えいたします。まず、再質問（１）についてであります。「若者のメッセージ」について繰り返し質問をされておりますが、前回、お答えさせて頂いたとおり、個人が特定されるような情報は発信いたしません。ただし実在性について特に質問を頂いておりますので、個人の特定がなされない範囲でお答えいたします。若者を含む児童や生徒、またはその保護者から鴨田舞鶴市長宛てに嘆願書が提出されております。その提出時期の前後に複数の方々からメッセージとして預かりました。これ以上のことは個人が特定されることとなりますから、申し上げられません。

次に再質問（２）にお答えいたします。繰り返しのお答えになりますが、議員として常に公正、公平にどなたからの意見や要望も頂戴するように活動しております。要望や意見はそれぞれの立場から発信されるものだと思っておりますので、丁寧に取り扱っているところであり、質問状において否定されていることについては賛同できません。

次に再質問（３）であります。令和５年２月１０日

付の質問状(以下、前回の質問と表記)のうち、質問(3)にお答えしたとおりであります。西市民プラザは市民活動の拠点であることから、活動される団体が少しでも活発になりますよう、自主事業の一環として機会を提供されてきたと申し上げました。管理者が変わるとなぜ、若者のダンスや軽音などの活動ができなくなるのか、というお尋ねでしたので、その事実をお答えしたまでであります。

次に再質問(4)にお答えいたします。「邪推である」の根拠についてお尋ねですが、前回の質問に「指定管理者が変わることを阻止する意図であれば、特定の若者や団体の活動に利益誘導を試みていると、市民は考えます」とありました。特定の団体のみが便益を得る事は許されるものではなく、ご指摘の意図は全くありませんので、邪推と申し上げました。

次に再質問(5)にお答えいたします。「印象操作が目的といえます。」と断定されておりますが、そのような意図はありません。そもそも、今回の西市民プラザに関する議会の議決事項は、貴団体に特別に何らかの問題や瑕疵があったわけではなく、あくまで市手続きに看過でき

ない瑕疵があったために否決となりました。従いまして、議論の途中で貴団体に対するヒアリングは必要としませんでしたことをご理解ください。

次に質問（６）にお答えいたします。舞鶴市は今回の西市民プラザにおける指定管理者の選定に関して、住民に対しても、利用者に対しても、議会に対しても一切の説明が尽くされておられません。選定委員会が開催される令和５年１１月６日までに異を唱えるべきと文章に記述がありますが、指定管理者の選定が議案として上程されたのが令和５年１２月定例会であり、西住民からの請願が受理されたのも１２月定例会であることから、１２月定例会でもって議決をいたしております。なお、市民や利用者、当時の西市民プラザ設立に関してワークショップに参加して頂いた団体等への協議や調整が全くなかったことは事前に確認しております。

最後に貴団体の見解について申し上げます。「若者のメッセージ」は真偽があきらかではないと断じておられますが、そのようなことはございませんので撤回と謝罪はいたしません。また、利益誘導を図ろうとしていると断じておられますが、そのようなことはありません。また

印象操作を行って審議を誘導したと断じておられますが、審議の中で若者のメッセージについて触れた質疑や議論が行われたことは全くもってありません。令和5年5月から8月にわたり、基本的ビジョンについては意見交換を行ったとする市の説明を是とされておりますが、これは誤りです。この意見交換は毎月1回程度で開催される定例協議会の議題の一つとして若者の利用について協議をされております。その協議の中においては、現在、若者の利用については増加傾向であるため、状況については市と共有されたと伺っております。従って基本的ビジョンの制定について意見聴取や協議、調整を行った事実はなく、市の説明が誤りです。繰り返しになりますが、利用者や近隣自治会、地元商店街、自治連合会などあらゆる関係機関への協議、調整は全くもってありません。

結びに、前回の回答の繰り返しとなりますが、今回の指定管理者選定が否決された理由は、西市民プラザの運営方針において、十分な地元説明と協議、調整が無く、舞鶴市が一方的に目指す地域の将来像と西市民プラザの基本的ビジョンを定め、募集を行ったことを問題とした住民からビジョン再検討の請願が提出され、議会が採択

したことが否決となった大きな理由であります。従いまして、貴団体に対することが理由で否決になった訳ではありませんし、貴団体を批判等は一切、いたしておりません。

なお、私は議会活動、家庭の諸事情より自宅を空けることが多くあります。従いまして書留等の本人が受領する郵便物につきましては、直接、受け取ることが適いません。このような回答期限がある文書を適時、適切に受領することが困難な可能性もありますことから、今後、期限付きで質問を送付されるのであれば下記への送付にご配慮下さい。

以上、再質問状（その２）の回答といたします。

6 2 5 - 0 0 8 0 舞鶴市字北吸 1 0 4 4

舞鶴市議会 新政クラブ議員団 山本 治兵衛

この郵便物は令和 6 年 3 月 4 日第 <sup>178-34</sup> 30430-5 号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

